

## 公共ます設置受付の考え方

1. 公共ますは、1宅地1箇所（分流は汚水と雨水各1箇所）まで設置できます。

（解説）

- ・既設の公共ますが隣地との境界に跨っている場合は、2宅地とも公共ますが1箇所ずつ有るものとみなします。
- ・宅地の分筆や変更があった場合、公共ますが無い宅地には設置が可能となりますが、公共ますが有る宅地には設置できません（既設の公共ますの利用が原則となります）。
- ・本市では既設の公共ますの移設や撤去はしておりません。やむを得ず移設や撤去が必要となった場合は、所定の手続きを経て自己負担により実施して下さい。
- ・下水の量や敷地面積等から複数の設置を要望される場合は、事前に窓口でご相談下さい。
- ・市内において既設の公共ますは2宅地1箇所で共用されているケースがほとんどです。本市としては基本的にこの共用を妨げることはありません。

2. 設置場所は、原則宅地内（道路境界付近）となります。設置に支障となる宅地内の構造物は、あらかじめ申込者において除去して下さい。

3. 申込みは、別紙「公共ます設置申込書」により、窓口で手続きを行って下さい。また、事前に申込者による現地調査（下水道台帳図をもとに既設公共ますの有無などの確認）をお願いしておりますので、ご協力下さい。

4. 厳冬期での工事は実施していないことから、申込みの受付期間は、毎年3月1日から10月15日（土日祝日は除く）までとしております。10月15日を過ぎてからのご要望には対応できませんので、何卒ご理解下さい。

※10月15日を過ぎてから、やむを得ず公共ますの設置が必要となった場合は、所定の手続きを経て自己負担で設置を行うこととなります。

5. 市街化調整区域でも、公共下水道が整備されている路線においては、公共ます（汚水のみ）の接続を設置できる場合がありますので、事前に窓口にご確認下さい（ただし対象となる建物の建築確認済証が必要となります）。

6. 区画整理事業及び開発行為区域内では、公共ますを設置できない場合がありますので、事前に担当窓口にご確認下さい。

7. 設置期限（申込みから設置迄の期間）は通常2か月となりますが、特殊な現場条件等で3か月以上かかる場合もあります。

その他、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが担当までご一報下さい。

（担当）下水道河川局下水道施設部排水指導課

受付窓口直通 Tel 818-3462